

消防地第 399 号
令和 2 年 12 月 15 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 長 官
(公 印 省 略)

消防団員の確保等に向けた取組について

消防団員の確保に係る更なる取組を依頼するため、本日付けで武田総務大臣から各都道府県知事及び各市区町村長宛に書簡をお送りいたしました。

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、近年、その団員数が著しく減少しています。本日公表した消防団の組織概要等に関する調査の結果では、本年 4 月 1 日現在、消防団員数は 818,478 人（前年度比▲13,504 人）で、2 年連続 1 万人以上の減少という危機的な状況であり、今後数年間で 80 万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています（別添 1 参照）。

こうした状況を踏まえ、消防団員の確保等に向け、今後、特に重点的に取り組んでいただきたい事項についてまとめましたので、積極的な取組を行っていただくようお願いいたします。都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村に対して、下記事項に十分留意の上、地域の実情に応じた消防団員の確保等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防団員の処遇改善について

消防団の活動実態に見合う適切な額の年額報酬や出動手当を支給する必要があることについては、これまでも通知してきたとおりであるが、近年、特に風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、消防団員個人の負担も増加している。消防団員の確保のためには更なる処遇の改善が必要であることから、地方交付税単価（年額報酬36,500円、1回当たり出動手当7,000円）を踏まえ、年額報酬や出動手当の引上げを行うこと。特に、地震・風水害などの災害に係る出動手当については、活動実態に見合う引上げを行うこと。

また、消防団員に対する年額報酬や出動手当等の支給方法については、消防組織法第23条の規定に基づき、各市町村の条例で定められているところ、年額報酬や出動手当等はその性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給すること。

2 消防団員の確保に向けた施策の実施について

「大規模災害団員」制度をはじめ、消防庁ではこれまで様々な施策を制度化してきたところであるが、必ずしも取組が十分でない市町村も見受けられる。市町村ごとに消防団員の減少理由を分析した上で、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」（令和元年12月13日付け消防地第228号消防庁長官通知（別添2））で掲げた事項について、減少理由に応じて改めて検討し、消防団員の確保に努めること。

特に、同通知において令和4年3月末日までに取り組むこととしている以下の項目については、早急に対応すること。

- ① すべての消防団における女性消防団員の所属
- ② 大学等が管内に所在する市町村において、「学生消防団活動認証制度」の導入
- ③ 「消防団協力事業所表示制度」の導入
- ④ 「休団制度」の活用
- ⑤ 定年年齢を60歳未満に設定している市町村において、定年年齢の引上げ・定年制度撤廃

3 消防団員マイカー共済への加入について

令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨への対応をはじめ、急を要する消防団の活動のために、消防団員がやむを得ず、自家用自動車等を使用して出動し、当該自動車等に被害が生じる事例が相次いでいるところ、「消防団員が災害活動等で使用した自家用自動車等に生じた損害を補償する共済の開始について（通知）」（令和2年3月31日付け消防地第124号消防庁次長通知）で示したとおり、令和2年4月1日から、消防団員の災害出動などに伴う自家用自動車等の被害について補償する共済制度を導入していることから、市町村において、積極的な加入を検討すること。なお、当該共済事業に関し支払う分担金については、令和2年度より特別交付税措置（措置率0.5）を講じている。